

別 監 第 4 3 号
平成 2 7 年 7 月 2 7 日

別海町長 水 沼 猛 様

別海町監査委員 志 賀 正 章

別海町監査委員 田 村 秀 男

別海町監査委員 森 本 一 夫

平成 2 6 年度別海町公営企業会計決算審査について

地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定により審査に付された平成 2 6 年度別海町
公営企業会計(水道事業会計・病院事業会計)決算を審査した結果、次のとおり意見
を提出します。

平成 26 年度別海町公営企業会計決算審査意見書

水道事業会計・病院事業会計

- 第 1 審査の対象
- 第 2 審査の期間
- 第 3 審査の場所
- 第 4 審査の方法
- 第 5 審査の結果

水道事業会計

1	事業の概況について・・・・・・・・	1
2	予算の執行状況について・・・・・・	2
3	経営成績について・・・・・・・・	4
4	財政状態について・・・・・・・・	6
5	建設改良事業について・・・・・・	8
6	経営指標について・・・・・・・・	8
7	審査意見・・・・・・・・	8
8	むすび・・・・・・・・	9

- 別 表 ・ (1) 別海町水道事業比較損益計算書 ・ (4) 水道事業資本的収支計算書
・ (2) 水道事業性質別費用構成表 ・ (5) 別海町水道事業経営指標の推移
・ (3) 別海町水道事業比較貸借対照表

病院事業会計

1	事業の概況について・・・・・・・・	1
2	予算の執行状況について・・・・・・	4
3	経営成績について・・・・・・・・	5
4	財政状態について・・・・・・・・	8
5	建設改良事業について・・・・・・	10
6	経営指標について・・・・・・・・	10
7	審査意見・・・・・・・・	10
8	むすび・・・・・・・・	11

- 別 表 ・ (1) 町立別海病院事業比較損益計算書 ・ (4) 病院事業資本的収支計算書
・ (2) 病院事業性質別費用構成表 ・ (5) 町立別海病院事業経営指標の推移
・ (3) 町立別海病院事業比較貸借対照表

別海町監査委員

平成 2 6 年度別海町公営企業会計決算審査意見

第 1 審査の対象

平成 2 6 年度別海町水道事業会計決算

平成 2 6 年度町立別海病院事業会計決算

第 2 審査の期間

審査の期間 平成 2 7 年 6 月 1 日から 6 月 9 日までの 6 日間

第 3 審査の場所

監査委員事務局執務室

第 4 審査の方法

この決算審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算附属書類が事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計諸帳簿、証拠書類との照合等のほか、関係職員の説明を聴取するとともに、各事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共の福祉の増進に寄与しているかどうかについて考察した。

第 5 審査の結果

審査に付された各事業の決算諸表はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。

両会計の審査の概要とそれに対する審査意見については、次のとおりである。

1 総括 水道事業会計・病院事業会計共通

(1) 地方公営企業会計制度の改正

地方公営企業会計制度等の改正は、①資本制度の見直し、②地方公営企業会計基準の見直し、③財務規定等の適用範囲の拡大等の三つから構成される。改正により、現行の企業会計原則の考え方が最大限取り入れられ、民間企業や地方独立行政法人の会計制度に近づくことになる。

(2) 新会計基準の概要と財務諸表への影響

新会計基準の概要と主な財務諸表への影響は次のとおりである。

見直し項目		旧会計基準	新会計基準	財務諸表への影響	
				増加	減少
①	借入資本金（企業債）を資本から負債に計上	・資本に計上	・負債に計上 ※1年以内に返済期限が到来する債務は、流動負債	固定負債 流動負債	資本金
②	みなし償却制度を廃止 長期前受金を計上	・任意で適用可	・廃止 ・補助金等により取得した償却資産の減価償却見合い分を順次収益化（長期前受金）	繰延収益（負債）	固定資産 資本剰余金
③	引当金の計上を義務付け	・退職給与引当金及び修繕引当金は任意	・退職給与引当金の計上を義務化 ・引当金の要件を踏まえ、賞与引当金、修繕引当金、貸倒引当金の計上	固定負債 流動負債	固定資産 流動資産
④	繰延勘定を原則廃止	・災害損失等5種類が計上可	・新たな繰延勘定への計上は不可		繰延勘定（資産）
⑤	たな卸資産の価格に低価法義務付け	・原価法	・重要性が乏しい場合を除き、低価法		流動資産
⑥	減損会計を導入		・公営企業型地方独法における減損会計と同様の減損会計を導入		固定資産
⑦	リース会計を導入		・リース会計を導入	固定資産（リース資産） 固定負債 流動負債（リース債務）	
⑧	セグメント情報の開示		・各地方公営企業において判断に基づき開示		
⑨	キャッシュフロー計算書の作成		・作成を義務付け		
⑩	勘定科目等の見直し		・勘定科目の見直し及び重要な事項を注記		
⑪	組入資本金制度の廃止	・組入資本制度による資本の造成	・未処分利益剰余金 ・その後の取扱いは、議会の議決を経て決定		

貸借対照表

